

令和5年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況

1. 指導の実施状況

(1) 個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	525件	512件	427件	1,464件
保 険 医 等	2,774人	990人	661人	4,425人

(2) 新規個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	2,709件	1,517件	2,350件	6,576件
保 険 医 等	3,887人	1,835人	3,772人	9,494人

(3) 集団的個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	3,421件	3,775件	3,372件	10,568件

2. 適時調査の実施状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	2,736件	7件	5件	2,748件

3. 監査の実施状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	22件	22件	2件	46件
保 険 医 等	41人	35人	12人	88人

4. 保険医療機関等の指定取消等及び保険医等の登録取消等の状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計	
保険医療機関等	指 定 取 消	5件	3件	0件	8件
	指 定 取 消 相 当	6件	6件	1件	13件
	計	11件	9件	1件	21件
保 険 医 等	登 録 取 消	5人	8人	0人	13人
	登 録 取 消 相 当	0人	1人	0人	1人
	計	5人	9人	0人	14人

5. 保険医療機関等の指定取消等に係る端緒

- (1) 保険者等からの情報提供 18件 ※保険者、医療機関従事者、医療費通知に基づく被保険者等
 (2) その他 3件 ※警察の摘発、個別指導等

6. 返還金額の状況

返還金額は、46億2,338万円であった。

- ・ 指導による返還分 13億5,390万円
- ・ 適時調査による返還分 31億9,557万円
- ・ 監査による返還分 7,391万円

7. 指導・監査等の実施状況等の年度推移

区分	保険医療機関等 (単位:件)					保険医等 (単位:人)						
	年度	1	2	3	4	5	年度	1	2	3	4	5
個別指導	医科	1,639	530	307	545	525	医科	9,601	688	439	1,584	2,774
	歯科	1,348	525	372	533	512	歯科	2,480	621	521	1,525	990
	薬局	1,728	742	371	427	427	薬局	2,794	1,101	586	892	661
	計	4,715	1,797	1,050	1,505	1,464	計	14,875	2,410	1,546	4,001	4,425
新規個別指導	医科	2,199	982	1,524	2,490	2,709	医科	2,476	1,120	1,807	3,437	3,887
	歯科	1,500	781	1,084	1,663	1,517	歯科	1,900	918	1,303	2,074	1,835
	薬局	2,012	1,152	1,845	2,589	2,350	薬局	3,111	1,720	3,030	4,366	3,772
	計	5,711	2,915	4,453	6,742	6,576	計	7,487	3,758	6,140	9,877	9,494
集 個 団 別 的 指 導	医科	4,443	0	6,579	5,626	3,421						
	歯科	4,707	0	5,235	5,168	3,775						
	薬局	4,008	0	4,476	4,504	3,372						
	計	13,158	0	16,290	15,298	10,568						
適時調査	医科	3,519	3	18	2,289	2,736						
	歯科	10	0	1	9	7						
	薬局	15	2	14	5	5						
	計	3,544	5	33	2,303	2,748						
監 査	医科	18	16	20	20	22	医師	63	25	51	31	41
	歯科	28	23	24	29	22	歯科医師	45	36	36	44	35
	薬局	9	7	7	3	2	薬剤師	21	21	17	15	12
	計	55	46	51	52	46	計	129	82	104	90	88
取 消 (取消相当含む)	医科	7	4	8	7	11	医師	6	4	3	5	5
	歯科	11	15	14	9	9	歯科医師	9	14	13	8	9
	薬局	3	0	4	2	1	薬剤師	0	0	0	1	0
	計	21	19	26	18	21	計	15	18	16	14	14

取消の端緒	年度	取消保険医療機関等数 (単位:件)				
		1	2	3	4	5
保険者等からの情報提供		12	12	19	12	18
その他		9	7	7	6	3
合計		21	19	26	18	21

年度	返 還 金 額 (単位:万円)				対前年度比増▲減
	指導によるもの	適時調査によるもの	監査によるもの	合計	
1	342,498	504,652	240,205	1,087,355	▲169,647
2	286,594	260,872	48,459	595,925	▲491,430
3	147,010	207,423	129,617	484,051	▲111,874
4	101,632	80,345	15,283	197,261	▲286,790
5	135,390	319,557	7,391	462,338	265,077

8. 保険医療機関等の指導・監査等の実施状況（都道府県別）

（単位：件）

都道府県	個別指導				新規個別指導				集団的個別指導				適時調査				監査			
	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計
01 北海道	40	19	16	75	80	48	32	160	211	220	181	612	170	0	0	170	0	1	0	1
02 青森	4	5	3	12	11	5	21	37	31	39	47	117	29	0	0	29	0	0	0	0
03 岩手	1	1	2	4	11	9	20	40	23	29	44	96	42	0	0	42	0	1	0	1
04 宮城	8	12	7	27	43	29	59	131	64	50	93	207	65	2	0	67	0	0	0	0
05 秋田	3	3	3	9	14	6	16	36	27	34	37	98	30	0	0	30	0	0	0	0
06 山形	2	1	4	7	12	3	29	44	41	19	47	107	32	0	0	32	0	0	0	0
07 福島	3	10	6	19	17	17	38	72	48	69	70	187	36	0	0	36	0	1	0	1
08 茨城	9	5	7	21	36	22	44	102	58	64	80	202	60	0	0	60	0	0	0	0
09 栃木	12	5	6	23	28	18	39	85	50	67	69	186	50	0	0	50	0	0	0	0
10 群馬	7	8	12	27	18	17	34	69	56	69	54	179	66	0	0	66	0	1	0	1
11 埼玉	43	63	10	116	121	88	158	367	129	171	177	477	90	0	0	90	0	1	0	1
12 千葉	22	34	1	57	135	68	162	365	120	172	164	456	102	0	0	102	1	0	0	1
13 東京	120	96	43	259	584	411	311	1,306	406	422	138	966	170	1	1	172	9	2	0	11
14 神奈川	39	47	87	173	264	96	143	503	234	232	129	595	77	0	3	80	1	2	0	3
15 新潟	2	8	2	12	23	20	25	68	48	84	87	219	39	0	0	39	0	2	0	2
16 山梨	5	5	13	23	7	4	10	21	21	31	35	87	32	1	0	33	0	0	0	0
17 長野	9	10	5	24	32	18	27	77	53	48	39	140	45	0	0	45	0	0	0	0
18 富山	5	7	4	16	12	6	26	44	22	32	39	93	48	0	0	48	0	0	0	0
19 石川	6	1	0	7	21	6	24	51	27	35	42	104	60	0	0	60	0	0	0	0
20 岐阜	18	5	13	36	24	21	48	93	46	28	76	150	38	0	0	38	1	1	0	2
21 静岡	8	2	8	18	61	32	64	157	78	95	127	300	46	0	0	46	0	0	0	0
22 愛知	36	33	34	103	164	87	157	408	157	142	268	567	56	0	0	56	0	2	0	2
23 三重	0	6	4	10	10	9	24	43	51	28	64	143	38	0	0	38	1	0	0	1
24 福井	1	3	2	6	7	3	12	22	19	20	12	51	39	0	0	39	0	0	0	0
25 滋賀	4	0	0	4	21	14	19	54	29	18	34	81	32	0	0	32	0	1	0	1
26 京都	12	12	24	48	56	18	50	124	85	62	38	185	60	0	0	60	0	1	0	1
27 大阪	18	19	8	45	298	140	262	700	244	421	175	840	51	0	0	51	4	0	1	5
28 兵庫	16	16	7	39	156	52	110	318	151	231	122	504	88	0	0	88	0	1	0	1
29 奈良	1	4	1	6	32	14	15	61	46	21	41	108	45	0	0	45	0	0	0	0
30 和歌山	2	3	0	5	12	6	20	38	34	25	27	86	44	0	0	44	0	0	0	0
31 鳥取	3	1	0	4	5	4	10	19	17	15	15	47	43	0	0	43	0	0	0	0
32 島根	3	0	3	6	10	3	13	26	25	19	26	70	46	0	0	46	0	0	0	0
33 岡山	3	2	3	8	16	18	21	55	47	0	59	106	81	0	1	82	0	0	0	0
34 広島	6	17	18	41	43	30	42	115	80	121	93	294	84	1	0	85	3	1	1	5
35 山口	7	0	6	13	15	10	11	36	42	47	48	137	68	0	0	68	0	0	0	0
36 徳島	4	1	3	8	8	4	12	24	39	19	30	88	24	0	0	24	0	0	0	0
37 香川	1	2	1	4	10	6	7	23	36	20	42	98	13	1	0	14	0	0	0	0
38 愛媛	1	7	2	10	7	7	13	27	41	38	49	128	30	0	0	30	0	0	0	0
39 高知	4	0	0	4	4	6	7	17	30	24	23	77	27	0	0	27	0	1	0	1
40 福岡	14	18	28	60	128	64	88	280	167	234	106	507	90	0	0	90	1	1	0	2
41 佐賀	1	5	3	9	9	3	10	22	20	23	39	82	79	0	0	79	0	0	0	0
42 長崎	2	7	3	12	17	11	19	47	52	31	34	117	56	0	0	56	0	0	0	0
43 熊本	2	3	4	9	25	17	28	70	70	27	68	165	62	1	0	63	0	1	0	1
44 大分	2	0	4	6	14	9	16	39	30	42	39	111	70	0	0	70	0	0	0	0
45 宮崎	8	2	9	19	11	8	7	26	34	36	38	108	63	0	0	63	0	1	0	1
46 鹿児島	1	4	7	12	28	13	22	63	44	62	66	172	78	0	0	78	0	0	0	0
47 沖縄	7	0	1	8	49	17	25	91	38	39	41	118	42	0	0	42	1	0	0	1
合計	525	512	427	1,464	2,709	1,517	2,350	6,576	3,421	3,775	3,372	10,568	2,736	7	5	2,748	22	22	2	46

9. 保険医療機関等取消等状況

都道府県名	保 険 医 療 機 関 等					保 険 医 等	
	名 称	区分	指定取消年月日 () は取消相当	返還額	主な事故内容	氏 名	登録取消年月日 () は取消相当
1 北海道	もり歯科クリニック	歯	R6. 3. 26	精査中	架空請求、付増請求、 振替請求	森 伸一	R6. 3. 26
2 岩 手	松本歯科医院	歯	R5. 10. 17	3,466千円	架空請求、付増請求、 振替請求、二重請求、 その他の請求	松本 覚	R5. 10. 17
3 宮 城	慶真会ソラナデンタルクリニック	歯	(R5. 10. 17)	精査中	付増請求、振替請求、 その他の請求	菅原 真由美	(R5. 10. 17)
4 福 島	デンティスト ワタナベ	歯	(R6. 3. 20)	精査中	付増請求、振替請求、 その他の請求	渡邊 徹	R6. 3. 20
5 埼 玉	宮本歯科医院	歯	(R5. 11. 18)	2,367千円	架空請求、付増請求、 その他の請求	宮本 一彦	R5. 11. 18
6 茨 城	林クリニック	医	R5. 9. 22	880千円	架空請求、付増請求、 二重請求、その他の請求	林 正敏	R5. 9. 22
7 千 葉	医療法人社団誓心会 長柄メンタルクリニック	医	(R6. 2. 27)	精査中	架空請求、付増請求	佐野 和弘	R6. 2. 27
8 千 葉	長柄メンタルクリニック	医	(R6. 2. 27)	精査中	架空請求	佐野 和弘	R6. 2. 27
9 東 京	医療法人社団青葉 山田歯科医院	歯	R6. 2. 23	1,258千円	架空請求、付増請求、 振替請求、その他の請求	山田 繁	R6. 2. 23
10 東 京	北條歯科医院	歯	(R5. 9. 27)	精査中	架空請求、付増請求、 振替請求、二重請求、 その他の請求	北條 雅敏	R5. 9. 27
11 神奈川	一般社団法人日本厚生団 長津田厚生総合病院	医	R6. 3. 1	精査中	その他の請求	-	-
12 三 重	おだいに薬局	薬	(R5. 6. 16)	精査中	付増請求	-	-
13 大 阪	藤沢内科クリニック	医	R5. 8. 4	2,506千円	架空請求、付増請求	藤澤 正佳	R5. 8. 4
14 大 阪	医療法人令和健心会 心斎橋内科皮膚科クリニック	医	(R6. 3. 19)	精査中	その他の請求	-	-
15 大 阪	医療法人FONS ASERAクリニック	医	(R6. 3. 19)	精査中	その他の請求	-	-
16 大 阪	心斎橋内科クリニック	医	(R6. 3. 19)	精査中	その他の請求	-	-
17 大 阪	医療法人四神会 さんみクリニック	医	R6. 3. 26	精査中	その他の請求	-	-
18 京 都	中川歯科医院	歯	(R6. 3. 19)	-	監査拒否	中川 健司	R6. 3. 19
19 岡 山	医療法人 平井小児科	医	(R5. 10. 26)	精査中	架空請求、付増請求、 振替請求、その他の請求	平井 俊太郎	R5. 10. 26
20 福 岡	ひらつか歯科医院	歯	(R5. 5. 18)	138千円	架空請求	平塚 守	R5. 5. 18
21 長 崎	松浦市立青島診療所	医	[R6. 1. 1 R6. 6. 11に 再指定]	18,783千円	架空請求、付増請求、 その他の請求	川上 泰正	R5. 12. 14
○保険医療機関等		指定取消	指定取消相当	○保険医等		登録取消	登録取消相当
医科		5件	6件	医 師		5人	0人
歯科		3件	6件	歯科医師		8人	1人
薬局		0件	1件	薬 劑 師		0人	0人
計		8件	13件	計		13人	1人

※ 返還額は、令和6年10月末現在のものである。

10. 保険医療機関等の取消等に係る主な事例

【医科】

保険医療機関等名	(神奈川県) 一般社団法人日本厚生団 長津田厚生総合病院	【令和6年3月1日指定取消】
不正の区分	その他の請求	(返還金額 精査中)
不正の内容等	<p>1. 監査に至った経緯</p> <p>情報提供により個別指導及び適時調査を実施したところ、これまで当該病院が行った一般病棟入院基本料10対1の施設基準の届出について、実際には施設基準の要件を満たしていないにもかかわらず虚偽の内容を記載して届出していた疑義が生じ、個別指導及び適時調査を中断した。</p> <p>当該病院に対して、保存している看護職員の勤務表の提出を指示し、その内容を精査したところ、病棟では勤務していない看護職員が病棟に勤務したとして記載されている月があることが確認された。</p> <p>以上のことから、一般病棟入院基本料10対1の施設基準の虚偽の届出とそれに伴う不正請求を行っていた疑義が濃厚となったため個別指導を中止し、監査要綱の第3の2に該当するものとして平成30年6月13日から令和3年12月10日まで計11日間の監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求できない一般病棟入院基本料10対1の診療報酬を不正に請求していた。 <p>3. 処分等</p> <p>令和6年3月1日 保険医療機関の指定取消</p>	

【歯科】

保険医療機関等名	(岩手県) 松本歯科医院	【令和5年10月17日指定取消】
不正の区分	架空請求、付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求	(返還金額 3,466千円)
不正の内容等	<p>1. 監査に至った経緯</p> <p>保険者から東北厚生局岩手事務所に対し、高額療養費の支給対象となる被保険者へ申請勧奨したところ、高額療養費の支給対象となる月には松本歯科医院を受診していない等の情報が寄せられたとの情報提供があった。</p> <p>個別指導を実施したところ、診療内容に疑義が生じ、開設者及び管理者に質問するものの明確な回答が得られなかったことから、個別指導を中断した。その後、歯科技工所調査及び患者調査を実施し、その結果を踏まえ個別指導を再開したところ、不正請求を認める趣旨の発言があり、発言内容について事実確認を行う必要があることから、個別指導を再度中断した。</p> <p>歯科技工所調査を追加で実施したところ、診療内容及び診療報酬の請求に関して不正が強く疑われたことから、個別指導を中止し、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、令和4年12月14日から令和5年6月1日まで計11日間の監査を実施した。</p> <p>1. 監査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った保険適用外である診療に係る費用を患者から受領しているにもかかわらず、同診療を保険適用である診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。 ・クラウン・ブリッジ維持管理期間中のブリッジを製作・装着したにもかかわらず、別部位のレジン前装金属冠を製作・装着したとして診療報酬を不正に請求していた。 ・クラウン・ブリッジ維持管理期間中で保険請求できないブリッジを製作・装着したにもかかわらず、全部金属冠と有床義歯を製作・装着したとして診療録に不実記載し、診療報酬を不正に請求していた。 ・実際には保険適用外の局部義歯の調整を行ったにもかかわらず、保険適用の局部義歯の調整を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。 <p>3. 処分等</p> <p>令和5年10月17日 保険医療機関の指定取消、保険医の登録取消</p>	

※ 指定取消処分（指定取消相当を含む）を行った保険医療機関等については、各地方厚生（支）局のホームページにおいて公表している。

(用語解説)

I 全般的事項

1 保険医療機関等

保険医療機関及び保険薬局の総称。医療機関又は薬局からの申請に基づき、地方厚生(支)局長が指定する。医療機関又は薬局は、保険医療機関等として指定を受けることにより、いわゆる保険診療(保険調剤を含む。以下同じ。)を提供できることとなる。

2 保険医等

保険医及び保険薬剤師の総称。医師、歯科医師又は薬剤師からの申請に基づき、地方厚生(支)局長が登録する。医師、歯科医師又は薬剤師は、保険医等として登録を受けることにより、いわゆる保険診療に従事できることとなる。

3 不正請求

診療報酬(調剤報酬を含む。以下同じ。)の請求のうち、詐欺や不法行為に当たるもの。架空請求、付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求に区分される。

① 架空請求

実際に診療(調剤を含む。以下同じ。)を行っていない者につき診療をしたごとく請求すること。診療が継続している者であっても当該診療月に診療行為がないにもかかわらず請求を行った場合、当該診療月分については架空請求となる。

② 付増請求

診療行為の回数(日数)、数量、内容等を実際に行ったものより多く請求すること。

③ 振替請求

実際に行った診療内容を保険点数の高い他の診療内容に振り替えて請求すること。

④ 二重請求

自費診療を行って患者から費用を受領しているにもかかわらず、保険でも診療報酬を請求すること。

⑤ その他の請求

a 医師数、看護師数等が医療法の標準数を満たしていないにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合

b 入院患者数の平均が基準以上であるにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合

c 施設基準の要件を満たしていないにもかかわらず、虚偽の届出を行った場合

d 保険診療と認められないものを請求した場合(患者の依頼のない往診、健康診断、無診察投薬、自己診療等)等。

4 不当請求

診療報酬の請求のうち、算定要件を満たしていない等、その妥当性を欠くもの。

例:「指導の要点」を診療録(カルテ)に記載することを条件に算定が認められている診療報酬について、カルテに指導の要点を記載していない。

5 返還金額

個別指導、新規個別指導、適時調査又は監査の結果、不正又は不当な請求が確認された場合に、同様の請求の有無について保険医療機関等において全患者等を自主点検のうえ、返還金関係書類として地方厚生(支)局に提出した金額。

本資料における返還金額は、指導に関するものであれば、令和4年度及び令和3年度以前に個別指導又は新規個別指導を行ったもののうち、保険医療機関等が実施した自主点検結果について、令和4年度中に地方厚生(支)局において返還金関係書類を保険者に通知したもの。

II 指導関係

1 指導

保険医療機関等、保険医等に対して、保険診療・保険調剤の質的向上及び適正化を図ることを目的として、療養担当規則等に定められている診療方針、診療報酬・調剤報酬の請求方法、保険医療の事務取扱等について周知徹底する。(健康保険法第73条等)

実施対象や方法等により集団指導、集团的個別指導、個別指導に分類される。

2 個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が共同で指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により行う。なお、個別指導にはこのほか、厚生労働省が主体となって実施する(特定)共同指導がある。

なお、指導完了後、その内容に応じ、必要な措置(概ね妥当・経過観察・再指導・要監査)が採られる。

3 新規個別指導

個別指導のうち、新たに指定された保険医療機関等を対象として行われるもの。

4 集团的個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が共同で指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により行う。

III 適時調査関係

1 施設基準

一定の人員要件や設備要件を充足している場合に、地方厚生(支)局長へ所定の届出を行うことにより、診療報酬の算定において通常よりも高い点数が算定可能となるもの。具体的には、看護師の配置を手厚くすることにより算定が認められる入院基本料等、約640種類の施設基準がある。

2 適時調査

施設基準を届け出ている保険医療機関等について、地方厚生(支)局が当該保険医療機関等に直接赴いて、届け出られている施設基準の充足状況を確認するために行う調査。

IV 監査関係

1 監査

保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握するために行う(健康保険法第78条等)

なお、監査完了後、確認された事実に応じ、必要な措置(取消処分・戒告・注意)が採られる。本資料における監査件数(人数)は、令和4年度中に1回以上、監査を実施した保険医療機関等(保険医等)の件数(人数)を計上している。

2 取消

監査後に採られる行政上の措置の一つ。保険医療機関等の指定取消処分及び保険医等の登録取消処分のことであり、次のいずれかに該当する場合に取消処分の対象となる。

- ① 故意に不正又は不当な診療を行った場合
- ② 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行った場合
- ③ 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行った場合
- ④ 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行った場合

取消処分を受けると、その旨が公表されるほか、原則として5年間、保険医療機関等の再指定及び保険医等の再登録を受けることができないこととなる。

3 取消相当

本来、取消処分(保険医療機関等の指定取消、保険医等の登録取消)を行うべき事案について、保険医療機関等が既に廃止され、又は保険医等が既にその登録を抹消している等のため、これら行政処分を行えない場合に行われる取扱いであり、取消処分の場合と同様、取消相当である旨が公表されるほか、原則として5年間、再指定(再登録)を受けることができないこととなる。

(参考) 厚生労働省ホームページ：保険診療における指導・監査

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/shidou_kansa.html